令和 8年度粕屋町公示第 65 号

公 示 送 達 書
（納税通知書用）

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないので、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２第１項の規定により、公示送達をする。

令和８年６月１２日

福岡県糟屋郡粕屋町長　　箱田　彰

当該書類は、当町において保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する。なお、本日から起算して７日を経過したときは、当該書類の送達があったものとみなす。

送達すべき書類の名称	令和 ８年度軽自動車税納税通知書	
送達を受けるべき者の氏名又は名称	課税台帳に記載されている住所	通知書番号
水流　大空	[redacted]	77542
川野　啓二	[redacted]	101290
永峯　彩	[redacted]	113000
鈴木　潤	[redacted]	121100
原　一成	[redacted]	128074
岸野　愛理	[redacted]	130494
遠山　宏之	[redacted]	130648
遠山　宏之	[redacted]	130656
徳重　瑞季	[redacted]	134830